

平成24年1月18日

## 原子炉の運転制限期間の例外規定に関する知事コメント

原子炉の運転期間を原則40年とし、一定の基準に該当する場合に限り例外的に一定期間の運転期間の延長を認めることについては、1月6日の細野原発事故担当相の会見において示されていたところ。  
( 1 / 6 コメント発表済 )

昨日、例外規定による延長は20年を超えない範囲で1回限りとするとの原子炉等規制法の改正案が政府により明らかにされた。

運転期間の原則とした40年という期間に加え、今回示された延長最大20年という期間については、技術的根拠も含めたその考え方を分かりやすく説明されることが必要である。

また、延長を認める場合の具体的な基準や審査方法等についても速やかに明らかにされ、分かりやすく説明することが必要である。

福島原発事故における経年劣化の影響の有無など、事故の原因究明、新たな知見が判明した場合の既存原発への新知見の反映についても、引き続き求めていく。

連絡先 総務部原子力安全対策課 山崎 功 電話 0852-22-5695
---